

Title	英国国民保険法
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.719(125)- 740(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るのみにして、獨逸商法の如く消却せらるべき株式の引受前に既に定款に消却を許す規定あるを必要とするにあらざるべし。果して然らば個個の株主の保護とはならざるなり。

日本商法第五十一條第二項に於て、個々の株主を保存するの明文なく、翻て資本減少に關する第二百二十條の二以下に於ては反て個々株主に對し、頗る苛酷と思はるゝ規定を設けたり。而して第二百二十條に於て株主總會に於て、資本減少の決議を爲すときは同時に其減少の方法を決議することを要すと規定し、何等の制限をも付せず、從て如何なる方法を決議するも可なるが如し。而して此立法の主意を擴張すれば必ずしも資本減少の場合のみに限らず株式消却の場合に於ても亦如何なる方法に依るを問はざる者と云はざる可らず。果して然らば抽籤の如き方法の有數なるは尙可なれども、若し一部の株主を排斥せんが爲め其株主に屬する株式を消

意したるものと云ふを得ず。定款に定めたる消却の規定が有效なるには法律に於て之を認むることを必要とす。

又商法第五十三條第二項但書に「定款の定むる所に從ひ株主に配當すべき利益を以てすれば此限にあらざると規定せり。茲に定款の定むる所に從ひとあるは株主に配當せらるべき利益が定款の定むる所に從ふべきものなるか、或は消却が定款の定むる所に從ふべきものなるか疑なきを得ずと雖も假に後者の意義に解したりとせんに、株主に配當すべき利益を以て消却するには定款に規定なかるべからずと雖も、資本減少の目的を以て消却する場合には定款の規定を必要とせざるか、又は全然強制的方法を用ふるを得ざる事となる、且つ其定款も株式取引前の定款たるを要せざるが故瑞西債務法と同じく株主保護の點より云へば何等の效果もなきなり。要するに吾商法の消却の規定は個々の株の保護の方面に於て頗る不完全なりと云はざるを得ず。

却せんとしたる時は如何、若此場合は株主の同意なしとの理由を以て之を許さざるものとせば抽籤の場合に於ても當選したる株主が同意せざりし時は消却するを得ざるべし。然かも獨逸商法の如き規定なきが故假令株式引受前の定款に於て規定するも其効力に就て疑なきにあらず。

吾商法に於て株主が其意思に反して株式を失ふ場合を特に規定せるを以て、第百五十三條第二百二十條の三、斯くの如き規定なき場合には株主は其意思に反して權利を失ふことなく、從て株式消却も亦株主の同意を得ずして之を爲すことを得ずと解すべきか。斯の如く解するとき、吾商法に於ては消却は任意買収に依るの外實行するを得ざることをなる、假令其方法を定款に於て規定するも、株主が株式を取得するに當り一々定款を見る場合少なるべく、從て定款に規定あるに係はらず、株式を取得したりとの理由を以て、定款に定めたる消却の方法に同

英國國民保險法

增井 幸雄

ハーバード大學教授ニドワード、ポリット氏は Political Science Quarterly, vol. XXVII, No. 2. に於て本年七月十三日より實施せらるべき勞働保險法の概要を説明し併せて之が批評を試みたり。本篇は同誌所載の The British National Insurance Act を翻譯せるものなり。

一九一一年の議會を通過したる國民保險法は一の根本的の點及び少くとも二の偶々重要な點に於て英國從來の法令全書に記載されし諸法令と趣を異にせり。該保險法はロイド、ジョーダがセヨツザ、マナー氏著『保險せられたる國民』の序に於て述べたるが如く、大となく、小となく、國民一般の幸福のために國家の資源の組織に一新時代を劃せんとの希望を以て通過せられたるものにして從てアングロサクソン國家に於て從來立法せられたるもの、中に就きて最も大膽にして且最も廣汎に亘る社會的立法たり。其

立案及び下院通過は確たる前例なき方法によりて行はれ猶その法律となれる後に於てもアスキス内閣及び該内閣並に其社會立法に同情を有する任意團體は從來嘗て用ひざりし方法（通俗講演會の如き）によりて該保險法の一般に了解せられむことに力めたり。思ふに今度の立法は最も複雑にして且詳細の規定を含めるその上に、（茶。珈琲及煙草に收入税を課する旨を規定せる財政法を除く時は）英蘭、蘇蘭、愛蘭及ウエールズに亘つて斯くも多數の男女に直接に關係あること一九一二年七月十三日より實施せらるべきこの社會的立法に比すべきもの一八三二年以來嘗てなかりしを以て政府がその多數に對して費用を支出してまでも此等の通俗講演會を行ふことは必要にして缺くべからざりしなり。

一、計畫の一般的性質

此の法律に含まれたる二つの計畫、即ち疾病

別に規定の存するものあり、（七）該法の下に於て與へらるゝ手當の大部分は被保險者が七十歳に達せる後は支拂を停止せらるゝの點より見れば一九〇八年の養老年金法の補充なり、（八）該法は分娩時に於ける婦人に對して特別の規定をなせり、（九）該法は結核性患者取扱に關する特別計畫をなせり、（十）共濟組合又は勞働組合の如き現に存する節約獎勵の機關の保存の規定をなせり、（十一）強制的保險の外に任意的保險の規定をなせり、而して（十二）外國よりの、及び外國への移轉を許し之が特別取扱をなせるを以て國際的保險計畫に向つて門戸を開放せるものなり。

この計畫はクラーク氏も言へるが如く、疾病及び癱疾の保險のみならず老年保險をも包含する獨逸のそれの如く爾く範圍の廣汎なるものにはあらず。氏は附言して曰く、

その當然の結果として獨逸の保險料は英國よ

癱疾に對する保險と七個の産業に於ける失業に對する保險との下に來るべき男女は其數凡そ一千四百萬人と概算せらる。クラーク氏の述ぶる所によりて本法の大綱を示せば次の如し。（一）該保險法は工業に従事する者の全部に適用せらるゝものにして陸海軍人及び船員をも包含す。（二）保險は一年百六十磅以下の勞銀又は俸給を受けて雇傭せられたるものゝ全部に對して強制せらる。（三）地方的行政機關（主として共濟組合及び勞働組合）は大部分は被保險者の掌る所なり。（四）保險料率と手當とは一九一二年七月以前に加入せる被傭者に對しては年齢の如何に關せず凡て同一なり。（五）費用は傭者、被傭者及び國家の分擔する所なるも保險基金に就ては國家の保證なし。（六）該法は變災に對する傭者の責任の轉嫁には影響を及ぼさず、雇主の責任に歸すべき變災によりて勞働不能となれるものに對しては該法の下に於ける手當を與へず、

りも著しく高率なり。又獨逸に於ては保險料も手當も同率にあらずして工業に従事するものは各々の受る勞銀の高に從て數個の階級に區分せられたり。而して疾病癱疾に對する特別の機關ありて國家は疾病保險には毫も費用を支出せず。英獨兩組織の間に存する他の相違の點は英國に於てその行政機關が被保險者の手中にあるその程度如何にあり。是等の相違あるによりて是等二個の中、英國の組織は甚だ簡單なるものとなれり。この言の眞なることは英國の保險法は百十五節にて充分なるが如きに反し獨逸保險法の最近の改正は約三千八百八十條を包含すと報せらるゝによりても知らるべしと。

二、保險法の議會に於ける經歷

クラーク氏が右の如く述べたる本計畫の議會に於ける經歷は一九〇九年の豫算に遡ること

を得べし。當時藏相ロイド、ジョーデは政府に疾病癱疾及び失業に關する立法の計畫ありと演説せり。而してその際百五十萬鎊を保養院設立費として計上してこの費用はその後一九一一年の法律に於て規定せられたりと雖も、一九一一年二月、皇帝が『疾病及び癱疾に對しての工業的人口の保險及び特に失業の恐ある職業に従事せるもの、失業に對する保險を規定し以て前年の議會に於て創設せられたる政策を實行擴張せんがために既に宣言せる諸計畫遂行の目的を以て』何等かの方案を議會に提出すべしと演説せられしその時までは一月靜止の姿なりき。

法案の提出

事は皇帝の演説中に於て言及せられたる一法案の未だ下院に提出せられざりし五月四日以前のことなりき。當時藏相は商務院長バックストン氏の助力の下に法案を起草中なりしが二月六日より五月四日に至る間に於て諸大臣に向つて

幾多の質問發せられ之によりて保險法案の範圍及び一般原則並に其法案の詳細なる點に關して共濟組合及び労働組合の代表者と藏相との間に數回の秘密會議ありし事知られたり。普通の方法と異なるものあること既に此時に始まるなり。是等の質問の中には失業保險に加へらるべき工業の側に於ける熱心を示せるものもあり。又その性質全く新にして重要且意味深長なる立法の場合を除くの外は殆んど見ることを得ざる期待の興味も院中に溢れたり。されど法案の秘密の保たれしこと恰も豫算案の如くなりしを以て五月四日ロイド、ジョーデ氏が約二時間間に亘つて法案の説明をなせる際に於ける議院の群集及その熱心の度の如何に大なりしかは想像するに難からざるものあり。

以上は第一讀會に於ける景況なり、法案の概略は既に上に述べたるを以て以下必要なる部分だけ詳細に亘つて述べむ。藏相の演説の概要を

述ぶることは素より其必要なしと雖も今ジョーデ氏の述べたる二つの點を一瞥せんに(一)保險料をば印紙を以て納入するの制度(即ち備者被備者共、保險基金として毎週掛金をなすの制度)は獨逸の制度より採用せる旨を明に認め(二)勞銀收得者として使備せられざる既婚婦をば一部を限くの外、保險計畫の全部より全く之を除外せる理由を述べたり。既婚婦を除外せる理由如何といふに眞正なる判斷の方法も化病を防ぐの方法もなく立證の方法として醫師の證明書によるの外なると雖も之とも常に必ずしも正確ならざるを以てなり。然りと雖も労働者たる七十萬の既婚婦人は該計畫の下に來るべく分娩後四週間職に復せざる事を條件として分娩手當を受領すべし。印紙に就て言へば之は全く獨逸の制度なり。労働者は毎週の終りに於て其雇主の手許にカードを差出し雇主は労働者の掛金四片と自己の掛金二片とを記入し労働者の勞銀

中より四片を控除し労働者はそのカードを郵便局に持参し此處より貨幣の拂込を受くべき中央局に轉送せらる。

第一讀會に於ては演説少きを通例とし大抵の法案に對しては一の形式的階段たるに過ぎずして最も重要なものに關してすら二三を越ゆること稀なり。然るに本保險法案の第一讀會に於ては殆んど三時間に亘る討議あり、何れの演説も該計畫の範圍及原則に對して賛成の意を表するものにして大に歡迎せられたり。オーステンチエンバレン氏は藏相に向つて『何れの黨派たるを問はず等しくその完全なる終結に達せんとを希望せる事業の礎石を置きたる』を賀し、加ふるにこの思想の普及に力むるのみならず又該案の終局の形成に就ての反對に對しては政府に助力すべきを約し、ラムゼー、マクドナルド氏も亦現在四十二名の黨員を有する労働黨は相呼應して之を助くべき旨を約せり。氏曰く、

之は帝に財政の上よりしてのみならず又その結果の上より見て甚だ重大なる事柄なり、實に重大なる事柄なり。靜坐して、この提案は社會上の諸關係の一大整理を包含することに思を致すとき、人は始めてその如何に重大なるやを知るを得べし、吾人労働黨員はその詳細に關しては不賛成の點なきを保し難し、多分は之有らむ、されど之あるがために藏相に反對するが如きことは決して吾人の爲さざる所なり。藏相は此問題に關しては廣く觀察し又全體として觀察しての方面に於ける凡ての問題を一般に取扱へる計畫を立てたりと。

五月二十四、二十五及二十九の三日間に於ける三回の會議は法案の第二讀會に費されたり。第一回の會議に於て該法案は社會全體に對して永續的の惠與金を與ふるものなりとの確信よりして反對黨の議席より第二讀會をば異議なく通過せしめむとするの意見出でたり。第三日目に

動議に就て採決し之によりて討論は終結せられたり。されど該法案を再び讀會に附せんとの動議に就ては決を採らざりき。政府は法案の提出以前に當りてその進行に關して最初の訓諭を發したり。即ちアスキス氏は議會の日程概表を作り『耶蘇降誕七日祭』の休會以前に法案を再び讀會に附したき希望を述べ第二讀會の後に於て大委員會に附せんことを申し送れり。然るに五月二十五日、第二讀會の未だ終らざるに先ちて政府は之を全院委員會に附すべきことに決定せる旨を通告せり。その結果として反對者より特別委員會に附すべしとの意見出でしもロイドジョーヂ氏は之に答へて、特別委員會にては進行甚だ遅かるべし。若し法案が特別委員會に附せられんかその下院の通過を見るは二三年の後ならざるべからず。政府は同期議會に於てこれが通過を望めるを以て到底特別委員會に附するの議に同意すること能はずと述べたり。次に議

院は法案をば二の部分に分つて疾病癱疾保險及失業保險となし後者をば大委員會に附すべき旨の論達を全院委員會に向つて發せんとの動議ありしも右の二部分は相互の關係甚だ密接にして互に唇齒輔車の關係を有するを以て之が分割の提議は實行すること能はざるものなりと政府のために辯ずるものありしを以てこの動議は百六十五票に對する二百五十四票を以て否決せられたりその以前、第二讀會の討論の際に疾病癱疾保險に就ては議を進め失業保險は來期議會に延期すべしとの意見あり。その理由とする所はかくの如き非常に詳細に亘る法案を委員會に附して充分に討議するの時間なしといふにありしが、政府が之を採用せざりしその理由は如何、宮庭法官(Solicitor general)サー、ジョン、シモン氏はクラーク氏の著書に寄せたる序文に於て之を説明したり。曰く、

失業保險と疾病保險とがなるだけ同時に行はれざるべからずといふ實際の便宜上の理由あり。失業者が職業に堪へ得ることは失業手当を受るに必要なる條件なり。他方に於て人が職に堪へ得ざることは疾病手当を受るに必要なる條件なり。若し第二讀會に於て要求されたるが如く疾病保險が失業保險に先んじて實施せらるるとせば純經濟的理由より生じたる失業者は動もすれば自ら病氣なりと稱せんとするの恐あり。もし第三讀會に於て唱へられたるが如く疾病保險に先んじて失業保險を實施すとせば不健康によりて失業せるものは自ら健康なりと稱するを不利なりと考へむ。本法案の二部分は相共に時を同じうして行はるべきものにして第二の部分は僅少なる部類の職業に適用あるに過ぎざるは眞なりとは云へ、その受くる手當に差等ある幾多の状態の間に豫め區別を劃することは望まじきことなり、と。

議案の分割附議

一九一二年の議會は八月二十二日より十月二十四日までの延長によりて二つの部分に分たれり。而して會期の前半に於ては政府は議案を全院委員會に附せんことに腐心し案は會期延長の當時十三日間委員會の手にありき。然るに十月に至りて再議に附せらるゝ際しては政府はこの計畫をすて失業保險案をば大委員會に送らむことを要求せしも疾病保險案は依然として全院委員會に於てせんとし之が完成に向つて十六日を割き以て分割附議の方法によりて強ひても法案を通過せしめむとせり。かくて政府は幾多の條項を數群に分ち各の群を附議すべき時を劃したる一の表を作り以て委員會の賛成を得んと期したりしがその多くは討議せられざりき。是等の政府提出に係る幾多の修正を含める條項は單に一讀し去られ又は審議討論を用ひずして賛成を得たりしが議員の提出に係る修正は全く度外

視せられたり。報告會に於ては新なる條項及び更に多くの修正政府より提出せられたるが此場合に於ても右と同様の方法に出でたり。報告會は勿論報告者を議長として院内に開かれ之に五日を要したるが政府案に従つて疾病癱疾保險に關する凡ての討論は十一月三十日に終結する事となせり。當日の會議に於て四百七十の修正は一時間半の間に處理し終られたり。ヨークシャー、ポストの議會通信員はその經過を述べて曰く、

時既に七時を過ること三十分にして議長は第一部に於ける條項に對して藏相の提出せる凡ての修正案を議に附せんとせり。反對意見を有する議員は政府黨員の嘲笑の間に議場を去りしが政府黨員の大部分も亦程なく彼等の後を追ひ、止まりて議長の修正案を朗讀し可決と宣するを聴き居る者甚だ少なかりき。この單調なる仕事を續くこと四十分にして議長

は席を去りその代理たるホワイトレー氏に之を譲れり。かくして靜肅に一時間を経過せる後突然障得は出で來れり。労働黨は保養費に對する國家の補助金は何れも一九一一年の國勢調査の際に於ける人口數に比例して英蘭、蘇蘭、愛蘭及ウエールスの間に配賦せらるべき旨を規定せる第六十條に對する追加規定に關して賛否の決を探らむことを要求せり、修正案に賛成するもの百二十、反對するもの四十七にして政府は七十三の多數を得たり。九時五分、ギロッチンの作用は終結せり、かくして下院は失業保險案に關する第二の部分の審議に進めり、と。

法案は五月四日に提出せられたるその當時にありてフールスカップ七十八頁に亘りしが、全院委員會及大委員會に於て百二十四頁に擴大せられ、而して既に述べたる如く、猶その上に大委員會にて扱へる法案の部分も全院委員會に附

せられたる部分も共に發表せられたる報告會の席上に於て幾多の條項は更に追加せられたり。かくの如き手段によりて立法（立法と云ふもそは下院及上院による立法にあらずして實に内閣の立法なり）に反對せるその態度は十一月三十日の會議の記録に示されたり。宮廷法官サー・ジョン・シモンはクラーク氏著『保險法提要』の序文中にこの反對の態度を記して曰く、

慎重なる説明を必要とする特別の理由あり。議會の法律の多くは多數人民の日常生活と密接なる關係を有するものすら猶且その詳細の規定を正確に知らずして常議を以て論じ得らるべく又現に論せられつゝあり。例へば労働者賠償法及養老年金法に關して嘗てその規定條項を研究したることなき人々すら立派なる演説をなし來れり。されど國民保險法は之が研究に非常の時間と煩勞とを費さずしては之に關する根據ある意見を發表すること能は

ざるは明なる真理なり……國民保險法に關して最も廣く練り返されたる批評は之を法律とする前に之が審議に今一層多くの時間を存せざるべからずといふにありき。事實の點より見るに近世の法律にしてかくも多大の時間を討議に要しかくも廣き範圍に亘つて論せられたるもの少し。實際必要なる改正のなすべきもの多々存せむ。吾人は既に養老年金法を改正したり。而して猶今後もその必要あらむ。國民保險法も其缺點の知らるゝと共に改正を見るべきは必然なり。されど何れの邊に於て靴摺れするやを知るは先づ之を履き試みんと決心せし後ならざるべからず、と。

反對黨の態度の變化

讀者の記憶にも存せむが如く第一、第二讀會に於ては法案に對して何等の反對論も見ざりき然るに第三讀會に於てエッチ・ダブリュー・フォスター氏は統一黨の反對に賛成して同法案の

歴史に「理由ある修正」として知られたる意見を發表せり。曰く、

國民保險の目的を承認するとするも本院の意見としては法案の第一の部分に於ては公の基金も個人の掛金も共に之と最も密接の關係ある人々にとつて最も利益の大なる方法に於て使用すること能はず。法案は本院に於ても充分に論議せられず、國民に向つても充分に説明せられず、又現在の形式に於ては實行するも不公平なるを以て第一部をば次期の議會に附すとして猶之が審議を可能ならしむるの手段を探りその間に規則草案を發表すべし、と。

この動議は「船を難破せしめたり」(wrecking motion)と言はれたり。フォスター氏に従へば之は政府が同意するもその聲望を傷けることなき要求——若し容れらるれば法案に大改良を來すべき要求なりき……反對黨は國民保

險の原則は之を承認せり。同法案の大なる價值はが救濟的手段としてなさむとする所のものにあらずして却て、若し提出せられずんば逢着することなかるべき問題に。逢着せしむるの一事にあり。

フォスター氏に對する藏相の答辯の中に於て最も重要な部分は委員會及報告會に於て法案を可決したるその方法の辯護なりき。反對議員のギロッチンの使用云々の言に言及して辯じて曰く、

若し法案を普通の方法によりて論ずるとせば一ヶ年内に處理し終ること能はざるは賭易きの理なり。ギロッチンにかけて決議せる以前の進行の速度にては此の秋の會期のみならず來年度の會期の全部に亘りしなるべし。吾人はギロッチンを使用せり。而も予輩は全法案中の重要事項にして討論に附せられざりしもの一も存することなきを云はむと欲す。重要事項

とは何をか意味せる、曰く強制の性質——之はギロッチンを用ひずして討論せり。曰く包含せらるべき諸階級——それも討論せり。曰く保險料——之は三回も討論せり。曰く財政——吾人は之を三日に亘つて討論せり。機關も論じたり。認許組合も郵便局納入者も論せられたり。而もその論せらるゝに當てやギロッチンは十時半に落ちたれども討議は八時より九時頃に亘れり。醫師も論せられたり、全くギロッチンの下に來らず。諸君にして法案を一覽せば重要問題にして討議に附せられざりしもの一もなかりし事を發見せむ。吾人は十八章をギロッチンにかけて通過せしめたりと稱せられたれども試みにそれ等の章を一覽するにその中嘗て論せられたることなきもの一も存するなく、又その中に新なる原則の含まれたるもの一もあるなし。故に予は敢て言はむと欲す、若し諸君にして強てギロッチンの跡を尋

ねらるゝに於ては本案の下に於てよりも一層公平に用ひられたるもの當てなかりしを知らむ、と。

フオースター案は採決の結果二百二十三票に對する三百二十票を以て否決せられ尋で同案の第三讀會を開くべしとの動議あり、之が採決に先つて幾多の反對議員及労働黨員は議場を去り前の採決に當て投票せるもの五百四十三人なりしに次の動議に就て投票せるもの三百四十五人のみとなれり。即ち賛成三百二十四票にして反對二十一票なり。十二月十一日上院に於て第二讀會開かれ十二月十四日唯一日のみ委員會に費されたり。第三讀會は十二月十五日に開かれ、五月四日以来議會にありし保險法案は十二月十六日始めて 皇帝の裁可を経たり。

三、疾病及び癱疾に對する保險 新設運用機關

代表しその中に二人の婦人を列せしむ。

(四) 認許組合。法律の下に登記せられ又は設立せられたる組合、又は登録せられざれども法律の下に保險を實行するに就き法律上必要なりとせられたる如き性質の定款を有する組合を意味するものにして凡ての善意の共濟組合、集金組合、労働組合及雇主の豫備基金等は認許組合として該計畫中に加へらる。但營利のために經營せらるゝものは認許せられず。組合員に事務の絶對的管理をなさしめ名譽組合員をして之に與らしめざるの規定を存せざるもの亦然り。是等の認許組合はその組合員たる被保險者のために疾病癱疾及び分婉手當を取扱ふ。組合がこの計畫中に加へられん爲には(イ)役員より不徳行爲をなさざるの保證をなし(ロ)保險法の下に於ける計算をば自己のなせる事業に關する他の計算と全く別にし(ハ)そ

保險法案には之が運用に任すべき機關に言及すること甚だ多きを以てその詳細の規定を概説するに先ちて之を運用するために新設されたる諸機關を述べざるを便なりとす。同法はホワイトホールに於ける國庫、地方局、商務院及び郵便局に新なる幾多の事務を加へたるものにして又九個の新機關を設けたり。その中二個は中央に屬するものにして他の多くは地方に屬す。即ち(一) 英蘭、ウエールス、蘇蘭、愛蘭の保險委員會。國庫の任命に係り大なる委任權を有す。

(二) 保險委員の聯合委員會。右の四個の保險委員會を代表し合衆王國の四部分間に於ける調和をなすの權を有す。

(三) 各委員會に對する顧問委員會、及び規制制定に助言又は助力する爲めに各委員會より任命せられたる委員會。之は企業家組合、共濟組合及び労働組合並に醫師組合を

の資産負債をば毎三年又は保險委員の命する時に評價すること、を要す。

(五) 會員五千以下の小認許組合の聯合會。小組合の財政的基礎を確手たらしむるが爲に作れるもの。

(六) 蘇蘭及愛蘭の市會(一般より選舉せられ而して市政施行の義務ある團體)は認許組合と見做され認許組合の會員たらざる市内在住の被備者を取扱ふ。

(七) 保險委員會。各選舉區及各市選舉區に於て組織せられ保養手當及び分婉手當を取扱ひ又加入者が郵便局を通じて毎週の掛金をなす場合に凡ての手當金の取扱をなすものとす。此等の委員會は保養手當を受くべき資格ある人々に對して院内の又はその他の待遇をなすの權あり。一般公衆の健康に關する事項に就て報告を發表し施療の管理に關する凡ての一般問題に就て地方醫師委

員に相談するの權あり。

(八) 地方保險委員。保險委員會を設定せる都市よりも人口數の少き都會地即ち小なる選舉區及び府會地區に於てその事務に當るものなり。

(九) 地方醫師委員會。當該地方の醫師を代表するもの、施療に關する凡ての問題に就て保險委員會に助言を與へ又保險委員の決定せる他の權力を行使するの職分を有す。包含せられたる諸階級

疾病及び癱疾保險の被保險者は概して言へば(一)英人たると外國人たると、男たると女たると、又は既婚者たると未婚者たるとを問はず、苟も年齢十六歳乃至六十五歳のものにして勤務又は徒弟の契約(口約たると文書たると、又は明言せると否とに拘らず)の下に肉體的勞働に従事する者はその收入の如何に關係なきものとす。(二)肉體的勞働以外の事務を取るものにして

て年收入百六十磅を超えざるもの及び屋外勞働者——馬車の馭者又はタクシー自動車の運轉手すらも——此の中に含まる、雇主の營業のために勞働する勞働者或は營利又は休養の目的のために存する凡ての偶時的勞働に従事するもの亦然り。

猶一層重要なる除外者を擧ぐれば(一)王室又は官廳の事務或はその他の職業にしてその勤務の條件が疾病又は癱疾の際に保險法に於ける相當手當よりも大體に於て不利益ならざる貯蓄を保證せるもの、(二)半ば雇傭關係にある代理人——主として他の職業に従屬せる男女、(三)農民の子にして父の所有地にて働き父の扶養を受けるもの、(四)漁船乗組員にして持分によりて報酬を受けるもの、(五)妻にして夫に備はるもの及び夫にして妻に備はるもの、及び(六)その性質上主たる生活の手段とならず通常副業として採用せらるゝが如き職業に従事するもの是也

一九一一年に於ける合衆王國の人口は四千五百三十六萬八千六百七十五人にして保險法實施の第一年(一九二二——一九二三)に於て加入の義務ある被備者として示されたる階級中に入り來る男女の青年は其の數千三百八萬九千人と計上せられ任意加入者の數は八十二萬九千人と算せらる。任意加入者たるべきものは常業を有し主として之より生ずる收益に依頼し而して凡ての源泉より生ずる收入が百六十磅を超ゆべからず。現行の財政法の下に於ては百六十磅以下の收入は所得税を課せられず。而して保險法の基礎たる原則は手當に就ては所得税支拂者を除外せり。

任意加入者及び強制加入者の兩者に對して保險加入の方法二つあり。即(一)認許組合の組合員となることを得べく(二)積立加入者となることを得べし。組合はその現行の規定に従て入會希望者の入會を許可し又は之を拒否するの裁量

を有すれども何人も年齢を理由として加入を拒否せらるゝ事なし。何人も一つ以上の認許組合の會員たる事を得ず。積立加入者は郵便局を通じて支拂をなす。而して其引き出し得る金額は自己の納入せる總額に加ふるに國家が彼等のために支出せる掛金を以てしたるものを超過することを得ず。一と度その貸方にありし金額を盡く引き出したるときは再び貸方に記入額の生ずるまでは手當を受くること能はざるものとす。

保險料率

特別の場合を除くの外は被備加入者の保險料は男子は一週七片、女子は六片なり。此の中に備者は一週三片を支拂ふを以て結局被備者の掛金は男子は一週四片、女子は三片なり。勞銀が一日二志六片を超えざる時は之れも低率なる料率あり。體性、年齢及勞銀によりて料率を示せば次の如し、

男女老若を問はず養老年金者と同じの地位にあるものなり。されど永久の労働不能手当を受ける前に二ヶ年間掛金をなしたることを要す。この労働不能年金は七十歳に至りて已み爾後養老年金法の適用を受く。

分娩手当——現金又は實物にて金額三十志——は被保険者の妻のために支拂はる(その婦人は本案によつて保険せられずとも)、されど若し婦人が被備加入者即ち規則正しく勞銀を取得する者なる時はその夫が被保険者たるを否とを問はず疾病手当及分娩手当を受く。合衆王國には年々百二十萬の出生あり。而してチヨツザ・マネー氏は是等の母の中一百萬は該手当を受くべしと計算したり。氏は附言して曰く

國民保險に關してかくも寛大なる分娩手当は嘗て企てられたることなし。獨逸の國家保險は大體に於て優秀なるものなれども分娩手当は非常の制限を附したるを以て我が國に比し

て半數に達する人數に對して經費は年に約三十萬磅に過ぎず、と。

マネー氏の計算によれば英國に於ては分娩手当の費用は年に一百五十萬磅なり。

長期に亘る疾病の原因の調査

地方局は何れの地方に於ても保險委員、保險委員會又は認許組合の申請によりて餘りに長期に亘り従つて保險基金より大なる支出を必要とする疾病の原因の調査と命ずるの權利あり。保險委員の手によりて正常疾病表なるもの作成せられ之に表出せられたる率を越ゆること一割なる時は何れの疾病も調査申請の理由を供したるものと見做さる。若しその疾病過長が工場、仕事場、鑛山、及び石坑に於ける労働者の健康又は公衆衛生或は労働階級の住居に關する法律によりて課せられたる義務の遂行を地方官廳吏員が怠れるによること發見せられたるとき、又は地方の不衛生状態若くは市吏員の責任たる給水

の不足或は給水の汚濁等に基づくこと發見せられたるときは過長疾病を理由として認許組合の蒙れる過剰支出は市より賠償せらるべし。若し住居の不良又は不衛生的状態がその原因なりとの立證を得たるときはその行爲又は過失によりてこの過剰支出を來したる財産の所有者より之を償ふ。給水會社、雇主、財産の所有者、借主及び占有者は悉く過長疾病の原因除去を目的とする同法の規定の下に責任あるものとす。

四、失業に對する保險

本保險法の第二部たる失業保險の中央機關は悉くホワイトホールなる商務院中にあり。院は凡ての制規をなし、國庫の許可を得、特別命令によりて保險を他の産業にまで擴張することを得。目下本保險法の下に包含せらるべき産業は(一)建物業、(二)築造業、(三)造船業、(四)機關製造業、(五)鑄鐵業、(六)車輛製造業、及

(七)製材業の七種なり。實施の第一年に於て本法の下に來るべきものは是等の諸産業に於て二百五十一萬一千五百人と計上せらる。十六歳以下の労働者及び番頭、丁稚及び書記等には本法の適用なきを以て右の總數の中に加へず。本法の適用を受くべき労働者の強制的掛金——疾病癱疾基金に對する掛金の外に——を表示すれば次の如し。(チヨツザ・マネー氏に據る)

失業保險強制掛金(單位片)

年齢及恩給期間	雇士	労働者	國家	計
十六歳乃至十八歳ノ労働者	毎週 1	毎週 1	毎週 0 ² / ₃	毎週 2 ² / ₃
十八歳以上ノ労働者	毎週 2 ¹ / ₂	毎週 2 ¹ / ₂	毎週 1 ² / ₃	毎週 6 ² / ₃
恩給期間ガ一週間或ハ二日以上	毎週 1	毎週 1	毎週 0 ² / ₃	毎週 2 ² / ₃
恩給期間ガ二日又ハ三日以下ナルトキ	毎週 1	毎週 1	毎週 0 ² / ₃	毎週 2 ² / ₃

掛金の支拂は疾病療疾保険に於けると同じく印紙を以てす、而して之を各労働者に一部宛渡しある保險簿に記入し保險基金より被保險者に支拂ひたるものも記入し労働者雇主の双方より納入せる毎週の掛金も之に記入す。政府を援くるものは保險の費用全部は結局労働者の分も雇主の分も共に悉く労働者の負擔に歸すべしとの論と戦ひたり。チヨツザ・マネー氏亦その如何に支拂はるべきかに關して同じ意見を採れり。曰く、

各週の終りに雇主は郵便局にて求めたる五片の保險印紙をその保險簿に貼付し労働者に勞銀を支拂ふに當て二片半を差引く。五片の印紙(労働者に代て二片半、自ら二片半)を貼付せる雇主は労働者をして、失業保險は疾病保險と同じく勞銀を減殺するものにあらずして却て之が増加を來すものなりとの事實を想起せしめたり、と。

失業保險の下に於ける支出額は疾病療疾保險の下に於けるその如くに正確に知ることを得ず。利用し得べき最上の事實を基としてマネー氏は次の結論に到達せり。曰く、掛金率は(一)十八歳以上の失業労働者に對して一週間七志を支拂ひ一ヶ年につき十五週間を限りとし(二)十七歳より十八歳までの労働者に對しては一週間三志六片を支拂ひ一ヶ年内十五週間を限りとして支拂をなすの準備をなすを以て足れりとする。労働組合及び労働交換所は本保險法の實行の地方機關をなす。本法による手當金受領の資格喪失に關する詳細は本論に宛てられたる紙面の中に述ぶること能はず、唯不景氣に際してその營業を繼續する雇主に對して幾多の讓歩及便宜の與へられたるの事實を指摘するに止めむ。

(完)

憲法發展上に於ける合衆國の地位

吉田 三郎

一の立憲政體に關する智識を得んと欲する者は先づ其歴史に溯りて之を研究するを要す。合衆國の政體は米國の歴史上興味深き一大廻轉時期に生れたるものにして其當時の事情を研究するに先だち其政體に付て分析詳解するも亦不要の業にあらざる可し。由來歴史的研究なるものは困倦煩はしきものなれども吾人が此より爲さんと欲する事たるや歴史的になすにあらざれば有效のものたること能はざるなり。

實に立憲政體たるや治者被治者間に存する鞏固なる約束の上に建てられたるものにして其政體を維持發展せしむる共同體即ち共通の利害を自覺し共通の目的を形成する國民なくして立憲

政體が存在すること能はざるなり。一致和合の自覺なく組織なく思想なく一致の行動を爲すこと能はざる人民は憲法的制度を維持すること能はず、此等の人民又は國民は昏睡的狀態にあるものと稱して過言なからん。彼等は協同の判斷力なく目的に對し歩調を一にせず而して共通の手段方法を案出すること能はざるなり、共同體にあらずして又立憲政體を形成し得るものなく一國民にして共同體となるにあらざれば制度法典を享有すること不可能なり。故に吾人は目的とする處の分析解説をなすに先ち共同體に關する概念を明白にし更に合衆國は共同體なるや否やを明確になさんと欲するなり。斯くして吾人は初めて憲政發展上に於ける合衆國の地位を了解し且つ歴史的研究なるものが其他の諸問題を解釋する上に效あることを知るに至る可し。

抑も共同體なる語は吾人の屢々用ゆる所なれども正確なる概念に至りては未だ之を解せざる